

## (原案)

### 「(仮称) 環境広場さっぽろ 2026・2027」の企画運営に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、札幌市が主催する総合環境イベント「環境広場さっぽろ」の運営について、次のとおり「(仮称)『環境広場さっぽろ 2026・2027』の運営に関する協定（以下「本協定」という。）」を締結する。

#### （環境広場さっぽろの背景）

第1条 環境広場さっぽろは、事業者・市民団体・行政機関等が日ごろの環境への取組、環境技術や商品の紹介を通じて、来場者の環境意識を醸成するイベントである。次世代を担う子どもたちを中心に楽しく環境や SDGs について学んでいただけるよう、毎年夏休み期間の土日の開催を目指しており、1日当たりの来場者数、来場者満足度の向上を図っている。

#### （協定の目的）

第2条 本協定は、甲乙相互の役割を明らかにするとともに、環境広場さっぽろの趣旨を尊重した上で、甲乙相互に協力し、環境広場さっぽろを適正かつ円滑に運営することを目的とする。

#### （協定の内容）

第3条 上記目的を達成するため、甲及び乙の役割はそれぞれ下表のとおりとする。

会場の確保（会場費）に関すること	甲
展示・企画に関すること	甲・乙
広報宣伝に関すること	甲・乙
出展者募集に関すること	甲・乙
出展者対応に関すること	甲・乙
会場レイアウト、会場サイン、会場内造作に関すること	乙
イベント当日の運営に関すること	乙

#### （情報の保持）

第4条 甲及び乙は、環境広場さっぽろの実施により知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

#### （安全確保等の措置）

第5条 乙は、イベントに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時などの連絡等における緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。

2 乙は、環境広場さっぽろ参加者の安全について、責任をもって確保するものとし、

環境広場さっぽろ実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

#### （経費の負担）

- 第6条 乙は、環境広場さっぽろに出展する事業者・団体からの出展料等で、企画・運営等を行うこととする。
- 2 環境広場さっぽろの出展費、協賛費その他の経費の徴収については、乙が行うこととする。その収入額が環境広場さっぽろの実施に伴う支出額（会場費を除く。）を上回る場合には、余剰額を会場費に充当するものとする。
- 3 甲は、前項の余剰額を除いた会場費を負担するものとする。
- 4 乙は、支出額について、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（令和6年3月）」の「2. 委託業務の経費区分及び算出方法」並びに「3. 委託業務の完了及び委託費の額の確定」に準じて算出することとし、必要な帳簿を作成し、適正に管理することとする。
- 5 甲及び乙は、収支状況について、互いに共有することとする。

#### （協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、2028年3月31日までとする。

#### （その他必要と認められる事項）

- 第8条 感染症の拡大や天災等による、環境広場さっぽろの開催及び内容の変更又は中止となることについては、甲乙ともに承諾する。
- 2 環境広場さっぽろの開催及び内容について、変更又は中止となった場合において、乙にその準備等のための損失が生じても甲に費用負担は求めない。
- 3 本協定の運用等に疑義が生じた場合は、甲乙相互において協議し、決定するものとする。
- 4 本協定の締結を証するため、本協定書を2枚作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。
- 5 甲の歳出予算において「環境広場さっぽろ」に関連する予算の減額または削除があった場合、甲は、協定の有効期間内であっても、乙と協議の上、本協定を変更または撤回することができる。

2026年 月 日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市長 秋元 克広 印

乙